



2026年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ  
代 表 者 名 代表取締役社長 渡邊 壽信  
コード番号 7173 東証プライム市場  
問 合 せ 先 経営企画部長 中村 太樹  
(TEL 03-6447-5799)

## 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに 株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、普通株式に係る株式分割を行うこと及び2026年6月24日(水)開催予定の当社第12回定時株主総会に株式分割に伴う定款の一部変更を付議することについて決議しました。また、株主優待制度の変更を実施することにいたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、株式分割に伴う定款の一部変更につきましては、2026年6月24日(水)開催予定の当社第12回定時株主総会における特別決議を条件とし、当該決議をもって株式分割を行うものとしたします。

また、当社が発行している優先株式につきましては、第1回第一種優先株式の普通株式への転換・消却及び第二種優先株式の取得・消却により、その残高が消滅する予定のため株式分割の対象外となります。なお、第1回第一種優先株式の普通株式への転換・消却及び第二種優先株式の取得・消却についての詳細は、2026年5月8日付の「第1回第一種優先株式の当社普通株式への転換及び消却、株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び「第二種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

記

### 1. 株式分割について

#### (1) 分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 分割の方法

2026年6月30日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき8株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する当社普通株式数

株式分割前の発行済株式総数	36,148,647株
今回の分割により増加する株式数	253,040,529株
株式分割後の発行済株式総数	289,189,176株
株式分割後の発行可能株式総数(普通株式)	1,000,000,000株

(注) 上記は、第1回第一種優先株式の普通株式への転換及び消却、第二種優先株式の取得及び消却が行われた場合の株式数を前提としています。

(4) 分割の日程

基準日公告日(予定)	2026年6月15日(月)
基準日(予定)	2026年6月30日(火)
効力発生日(予定)	2026年7月1日(水)

(5) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はございません。

② 配当について

今回の株式分割は、2026年7月1日(水)を効力発生日としておりますので、2026年3月31日(火)を基準日とする2026年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数が対象となります。なお、2026年3月期の期末配当については、本日別に公表しております通り1株当たり85円としております。

## 2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第466条及び第309条第2項第11号の規定に基づき、定款の一部変更に関する議案を2026年6月24日(水)開催予定の当社第12回定時株主総会に付議いたします。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に關して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## (2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。なお、2026年5月8日付「定款の一部変更に関するお知らせ」に記載しております定款第6条における第1回第一種優先株式及び第二種優先株式に関する規定の削除もあわせて変更箇所として記載しております。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>112,000,000株</u> とする ② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>100,000,000株</u> 第1回第一種優先株式 <u>5,000,000株</u> 第2回第一種優先株式 <u>5,000,000株</u> 第二種優先株式 <u>2,000,000株</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,005,000,000株</u> とする ② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>1,000,000,000株</u> (削除) 第2回第一種優先株式 <u>5,000,000株</u> (削除)

## (3) 変更の日程

取締役会決議日	2026年5月8日(金)(本日)
株主総会決議日(予定)	2026年6月24日(水)
効力発生日(予定)	2026年7月1日(水)

## 3. 株主優待制度の変更について

### (1) 変更の理由

当社は、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝するとともに、投資魅力を一層高め、より多くの株主さまに当社株式を長期保有していただけるよう、株主優待制度を実施しております。これまで優待内容の見直しを実施し、株主還元の充実に取り組んでまいりましたが、このたび、当社株式の魅力をより一層高め、より多くの株主の皆様に中長期的に保有いただくことを目的として、株主優待制度の変更を実施することにいたしました。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

	2025年3月期（変更前）	2026年3月期（変更後）
対象	100株以上保有の個人及び法人の株主さま	100株以上保有の個人及び法人の株主さま
内容	以下①～④のいずれか	以下①～④のいずれか
	①定期預金金利上乘せ	①定期預金金利上乘せ
	②投資信託購入時手数料優遇	（廃止）
	③きらぼしコンサルティングのセミナー受講料優遇	②きらぼしコンサルティングのセミナー受講料優遇
	④U I 銀行・Amazon ギフト券 3,000円分プレゼント	③U I 銀行・Amazon ギフト券 3,000円分プレゼント
（新設）	④カATALOGギフト（保有条件あり） ・100株以上500株未満：3,000円相当 ・500株以上：6,000円相当 ・保有期間1年以上（※）	

（※）「保有期間1年以上」とは、3月末日及び9月末日の当社株主名簿に、基準日（3月末日）から遡って、同一の株主番号で3回以上連続して保有条件に該当する株式数の保有が記載又は記録されていること。

(3) 変更の開始時期

2026年3月末日現在の株主名簿に記載又は記録された100株以上の当社株式を保有されている株主さまを対象として開始いたします。なお、今回の株式分割は、2026年7月1日（水）を効力発生日としておりますので、2026年3月31日（火）を基準日とする2026年3月期の株主優待は、株式分割前の株式数により判定いたします。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。この文書は、米国における証券の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株主・投資家の皆さまへ

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

## 株式分割に関するよくあるご質問

### Q 1. 株式分割を実施する目的は何ですか。

A 1. 投資単位当たりの金額を引き下げること、株主・投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的としています。

### Q 2. 保有する株式の資産価値に影響はありますか。

A 2. 株式分割の前後で、当社の資産や資本に変わりはありませんので、本分割の実施に伴って、株主の皆さまが所有する当社株式の資産価値が変わることはありません。

### Q 3. 受け取る配当金に影響はありますか。

A 3. 株式分割の前後で、配当金受取額は変わりません。2026年7月1日(水)の株式分割以降の所有株式数は8倍になりますが、1株当たりの配当金は、8分の1となります。

【例】分割前に100株保有し、分割前の1株あたり配当金が年間240円の場合

- ・株式分割前の配当金受取額：100株 × 240円 = 24,000円
- ・株式分割後の配当金受取額：800株 × 30円 = 24,000円

### Q 4. 株主は何か手続きをする必要がありますか。

A 4. 特段の手続きは必要ございません。なお、単元未満株式の取扱いについては、以下の点にご留意ください。

#### 【単元未満株式の取扱い】

株式分割後の100株未満の株式は「単元未満株式」となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については取引所市場で売買できないこと及び株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても引き続き株式を所有し続けること及び配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、次の制度をご利用いただくことができます。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に關して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(1) 単元未満株式の買増制度 (100 株への買増)

単元未満株式を所有する株主さまが、1 単元 (100 株) にするために不足する株式を当社から購入できる制度です。

(2) 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、株主さまが所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる制度です。

なお、単元未満株式の買増請求停止期間は、2026 年 6 月 16 日 (火) から 2026 年 6 月 30 日 (火)、買取請求停止期間は、2026 年 6 月 25 日 (木) から 2026 年 6 月 30 日 (火) となっております。

**Q 5. 株式の売買停止期間はありますか。**

A 5. 売買停止期間はございません。ただし、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、株式分割前の株価・所有株式数でのお取引は 2026 年 6 月 26 日 (金) までとなります。

2026 年 6 月 29 日 (月) からは、株式分割後の株価・所有株式数でのお取引となり、当該株式の受け渡しは、2026 年 7 月 1 日 (水) の効力発生日以降となります。

**Q 6. 最低投資金額への影響はありますか。**

A 6. 最低投資金額は、理論上 8 分の 1 となります。

【例】株式分割前の当社株価が 12,000 円である場合

- ・株式分割前の最低投資金額：12,000 円 (株価) × 100 株 (単元株式数) = 1,200,000 円
- ・株式分割後の最低投資金額：1,500 円 (株価) × 100 株 (単元株式数) = 150,000 円

**Q 7. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか。**

A 7. 2026 年 6 月 30 日 (火) 時点の株主名簿に記載又は記録された所有株式数の 8 倍の株式数を 2026 年 7 月 1 日 (水) の株主名簿上の株式数といたします。

【例】

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100 株	—	1 個	800 株	—	8 個
例②	30 株	30 株	—	240 株	40 株	2 個
例③	160 株	60 株	1 個	1,280 株	80 株	12 個

・例①に該当する株主さまは、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

・例②及び例③に該当する株主さまは、単元未満株式を所有されております。単元未満株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に關して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法 (改正を含み、以下「米国証券法」という。) に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株の買増制度又は買取制度をご利用いただけます。

**【株式分割に関するお問い合わせ先】**

株式分割に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。